

第6回 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会

日時：令和7年10月27日（月）

10時30分～12時00分

場所：大阪府庁本館5階 正庁の間

次 第

1 開会

2 議題

- （１）人権侵害情報への対応に係る論点について【資料１】
- （２）人権侵害情報への対応状況について【資料２】
- （３）相談支援の実施状況について【資料３】
- （４）教育・啓発の実施状況について【資料４】

3 報告

インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針の改正について【資料５】

4 閉会

〔配布資料〕

- | | |
|-----|---|
| 資料１ | 人権侵害情報への対応に係る論点について |
| 資料２ | 人権侵害情報への対応状況について |
| 資料３ | 相談支援の実施状況について |
| 資料４ | 教育・啓発の実施状況について |
| 資料５ | インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針について |

- | | |
|-------|--|
| 参考資料１ | 大阪府人権施策推進審議会規則 |
| 参考資料２ | 大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会運営要領 |
| 参考資料３ | 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 |
| 参考資料４ | インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針 |
| 参考資料５ | 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法） |
| 参考資料６ | 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン |
| 参考資料７ | 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン |
| 参考資料８ | 大阪府インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口設置・運営事業令和6（2024）年度年次統計分析報告書 |